第2節　労働・社会面からみた過労死等の状況

1　はじめに

過労死等の実態の解明のためには、疲労の蓄積等の直接の原因となる労働時間だけでなく、業務の特性や、生活時間等の労働者側の状況等も含めた要因及びそれらの関連性も分析していく必要がある。このような分析に資するため、厚生労働省では、みずほ情報総研(株)に委託し、企業及び労働者を対象としたアンケート調査を平成27年12月から平成28年1月にかけて実施した。この節では、このアンケート調査の結果をもとに、労働・社会面からみた過労死等の状況を探っていくこととする。

なお、このアンケート調査は、過労死等が多いとの指摘のある業種等を重点に対象を選定している。また、企業を対象とした調査は郵送により約1万社（回答1,743件）、労働者を対象とした調査は調査会社にモニターとして登録している者約2万人（回答19,583件）を対象に実施したものである。

2　労働時間の状況

企業を対象とした調査において、平均的な月における正規雇用従業員（フルタイム）1人当たりの月間時間外労働時間を業種別にみると、月45時間超と回答した企業の割合が最も多いのは、「運輸業，郵便業」（14.0%）となっている。

また、月20時間超と回答した企業の割合についてみると、「運輸業，郵便業」（54.7%）、「情報通信業」（53.7%）、「建設業」（48.7%）の順に多くなっている。

第2-1図　平均的な月における正規雇用従業員（フルタイム）1人当たりの月間時間外労働時間（業種別）（企業調査）

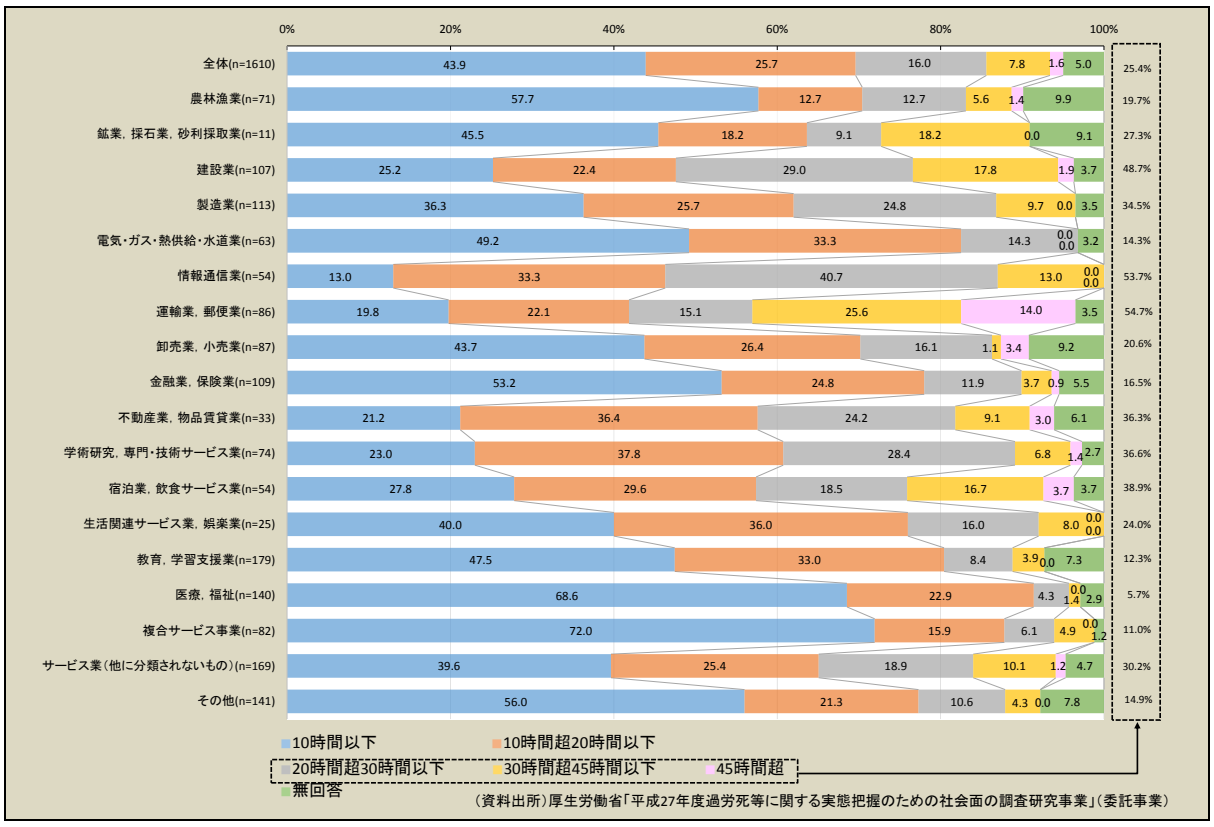

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）

次に１年間のうち１か月の時間外労働時間が最も長かった正規雇用従業員（フルタイム）の月間時間外労働時間の企業の割合について、月 80 時間超えと回答した企業の割合は、全体で 22.7％、業種別にみると「情報通信業」（44.4％）、「学術研究，専門・技術サービス業」（40.5％）、「運輸業，郵便業」（38.4％）の順に多くなっている。

第 2-2 図　１年間のうち１か月の時間外労働時間が最も長かった正規雇用従業員（フルタイム）の月間時間外労働時間の企業の割合（業種別）（企業調査）

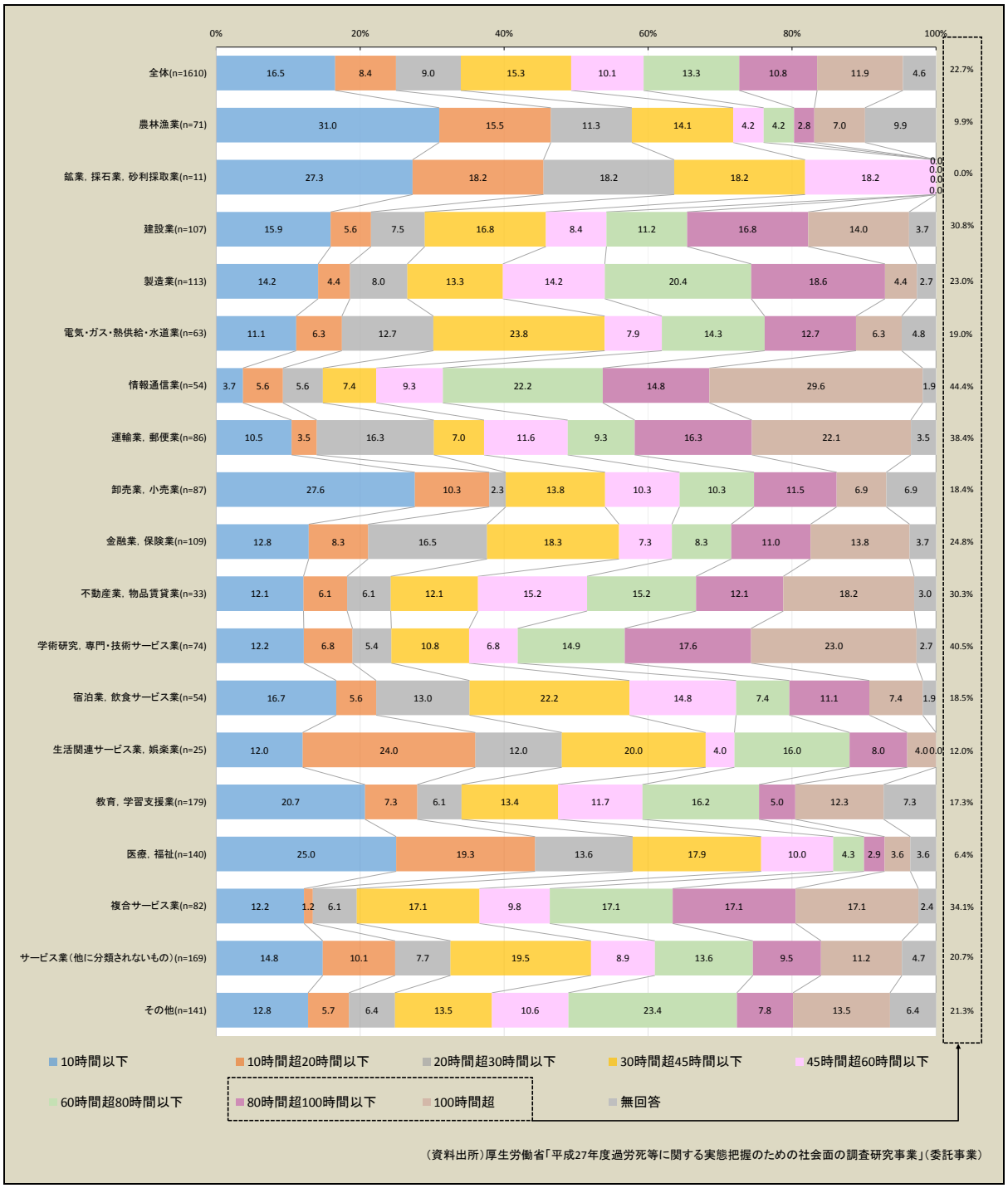

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）

労働者を対象とした調査において、正社員（フルタイム）の平均的な１週間当たりの残業時間について、業種別にその平均をみると、「運輸業，郵便業」（9.3 時間）、「教育，学習支援業」（9.2 時間）、「建設業」（8.6 時間）の順に多くなっている。また、その残業時間が 20 時間以上と回答した労働者の割合は、「運輸業，郵便業」（13.7%）、「建設業」（12.9%）、「教育，学習支援業」（12.8%）の順に多くなっている。

第 2-3 図　平均的な１週間当たりの残業時間（正社員（フルタイム）　業種別）（労働者調査）

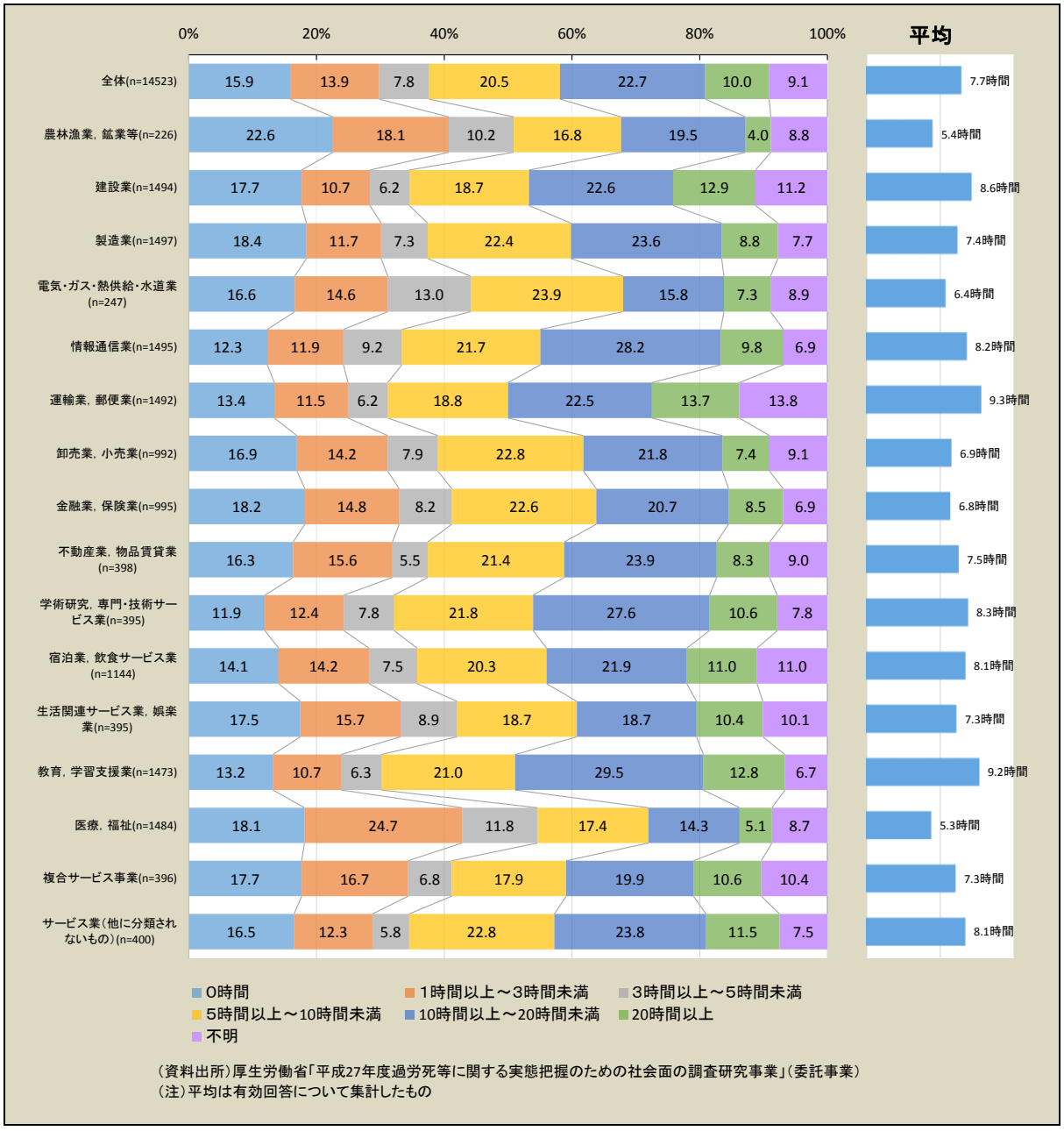

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）
（注）平均は有効回答について集計したもの

また、過去１年間を振り返って、残業時間が最も長かった週の残業時間について、業種別にその平均をみると、「学術研究，専門・技術サービス業」（18.0 時間）、「情報通信業」（17.0 時間）、「建設業」（15.9 時間）の順に多くなっている。その残業時間が 20 時間以上と回答した労働者の割合は、「学術研究，専門・技術サービス業」（39.2%）、「情報通信業」（37.5%）、「教育，学習支援業」（32.8%）の順に多くなっている。

第 2-4 図　残業時間が最長の週の残業時間（正社員（フルタイム）　業種別）（労働者調査）

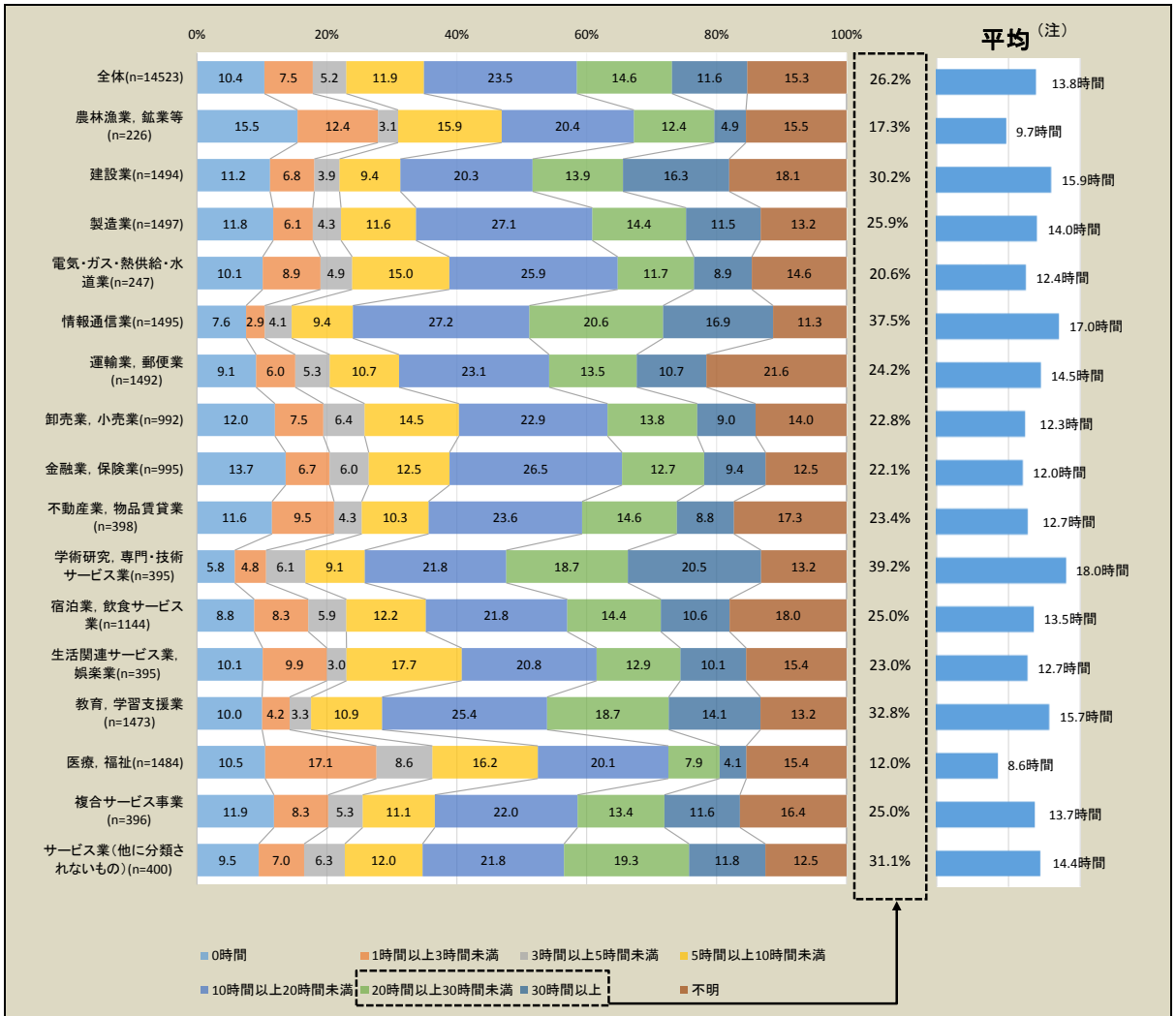

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）
（注）平均は有効回答について集計したもの

次に、労働者調査において、正社員（フルタイム）の平均的な１週間当たりの残業時間について、性別にその平均をみると、男性が 8.6 時間、女性が 5.2 時間となっている。また、その残業時間が 20 時間以上と回答した労働者の割合は、男性が 11.6%、女性が 5.1%となっている。

また、過去１年間を振り返って、残業時間が最も長かった週の残業時間について、性別にその平均をみると、男性が 15.5 時間、女性が 8.9 時間となっている。その残業時間が 20 時間以上と回答した労働者の割合は、男性が 30.3%、女性が 13.5%となっている。

第 2-5 図　平均的な１週間の残業時間（正社員（フルタイム）　性別）（労働者調査）

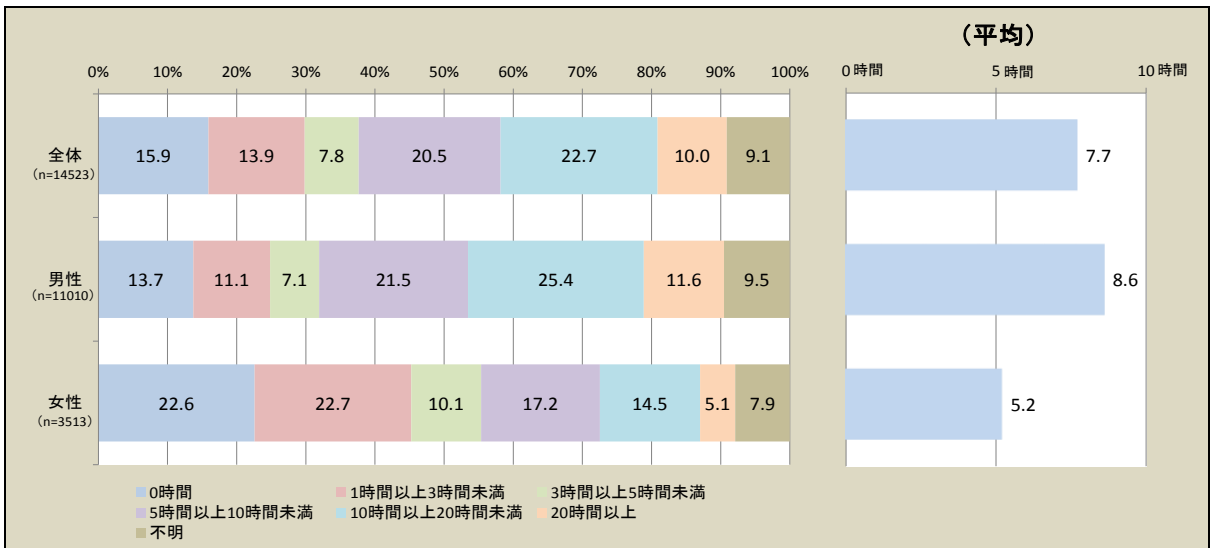

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）
（注）平均は有効回答について集計したもの

第 2-6 図　残業時間が最長の週の残業時間（正社員（フルタイム）　性別）（労働者調査）

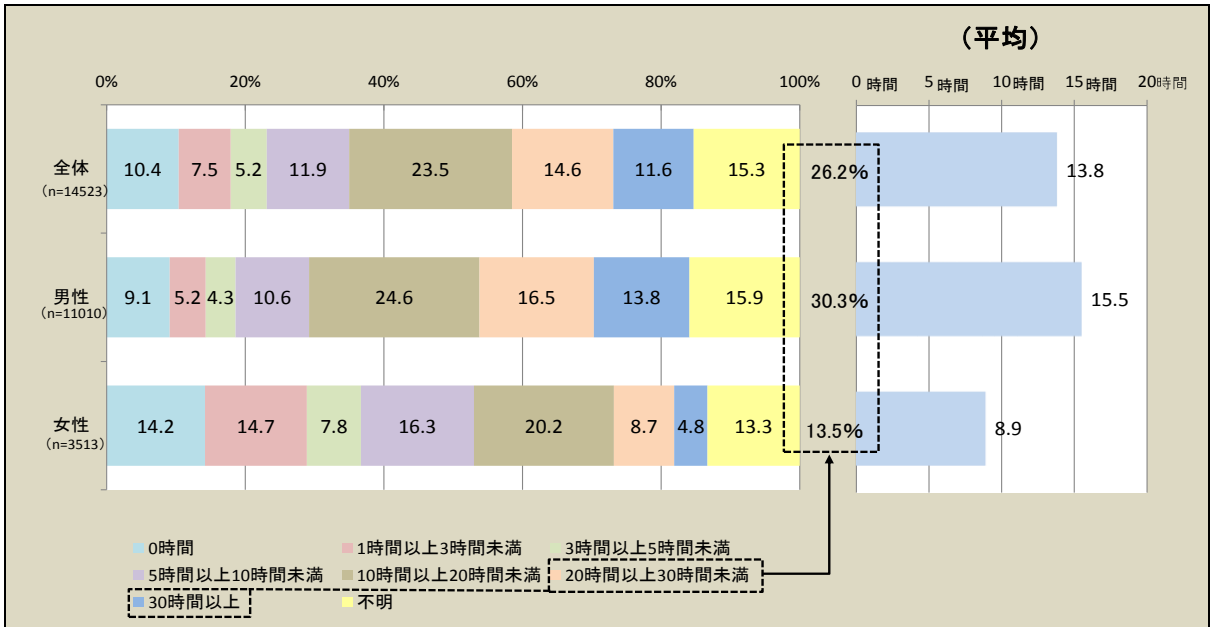

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）
（注）平均は有効回答について集計したもの

3 所定外労働（残業）が発生する理由

所定外労働（残業）が発生する理由について、企業、労働者がどのように考えているのか、２でみた時間外労働が長い業種を中心にみていくこととしたい。

企業調査において、所定外労働が必要となる理由をみると、「顧客（消費者）からの不規則な要望に対応する必要があるため」、「業務量が多いため」、「仕事の繁閑の差が大きいため」、「人員が不足しているため」を挙げる企業が多い。

２でみた時間外労働の長い業種について、その理由をみると、「建設業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」では「顧客（消費者）からの不規則な要望に対応する必要があるため」を挙げる企業が最も多く、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」では「業務量が多いため」を挙げる企業が最も多い。また、「宿泊業、飲食サービス業」では「人員が不足しているため」を挙げる企業が最も多い。

第 2-7 図　所定外労働が必要となる理由（企業調査）

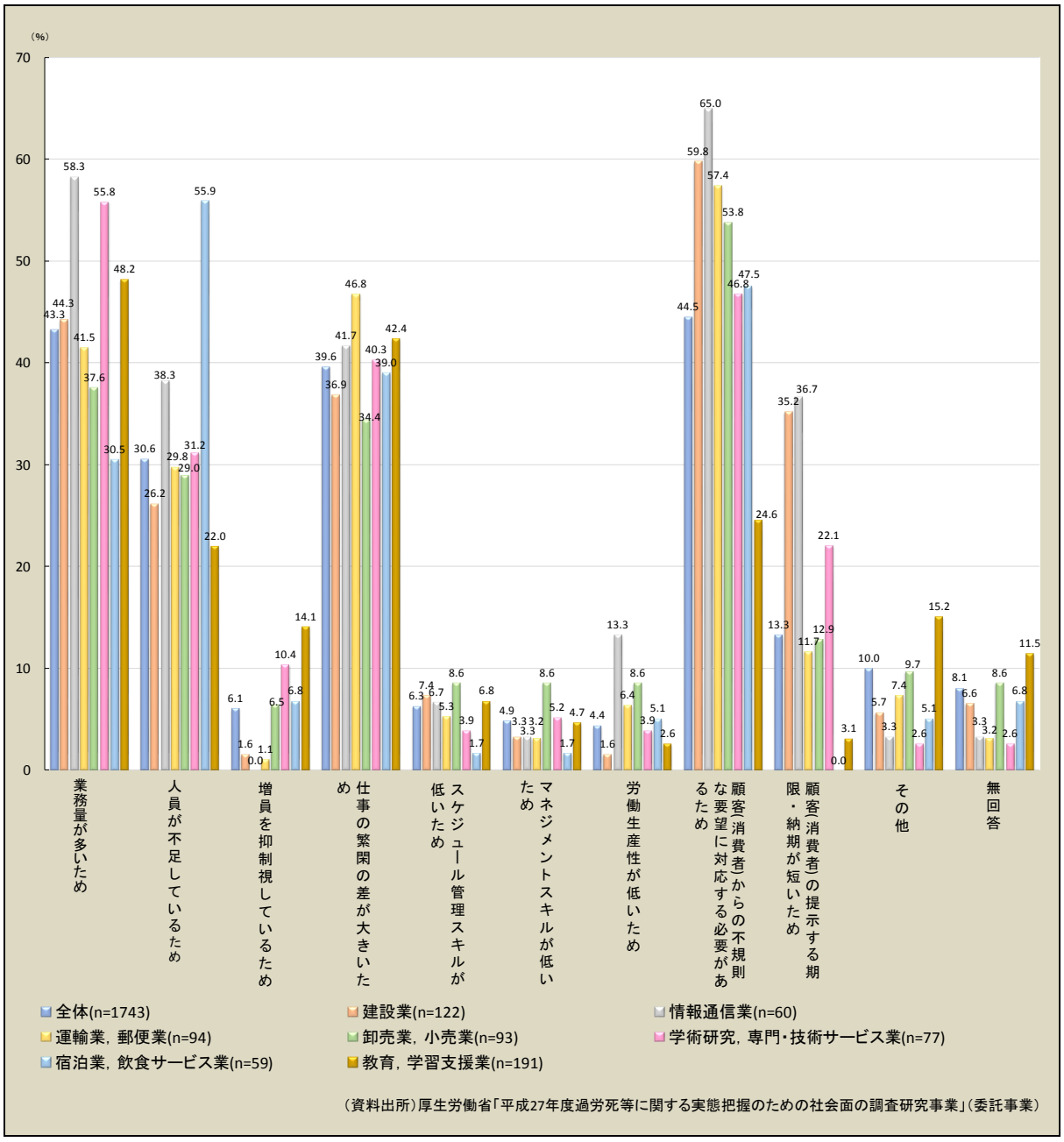

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）

一方、労働者（正社員（フルタイム））調査において、所定外労働が必要となる理由をみると、「人員が足りないため（仕事量が多いため）」、「予定外の仕事が突発的に発生するため」、「業務の繁閑が激しいため」を挙げる労働者が多い。

２でみた時間外労働の長い業種について、その理由をみると、「建設業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「教育，学習支援業」で「人員が足りないため（仕事量が多いため）」を挙げる労働者が最も多く、「学術研究，専門・技術サービス業」では「予定外の仕事が突発的に発生するため」を挙げる労働者が最も多い。なお、「情報通信業」、「卸売業，小売業」、「教育，学習支援業」でも「予定外の仕事が突発的に発生するため」を挙げる労働者も多く、これらの業種で最も多かった「人員が足りないため（仕事量が多いため）」との差は小さくなっている。

第 2-8 図　所定外労働が必要となる理由（正社員（フルタイム））（労働者調査）

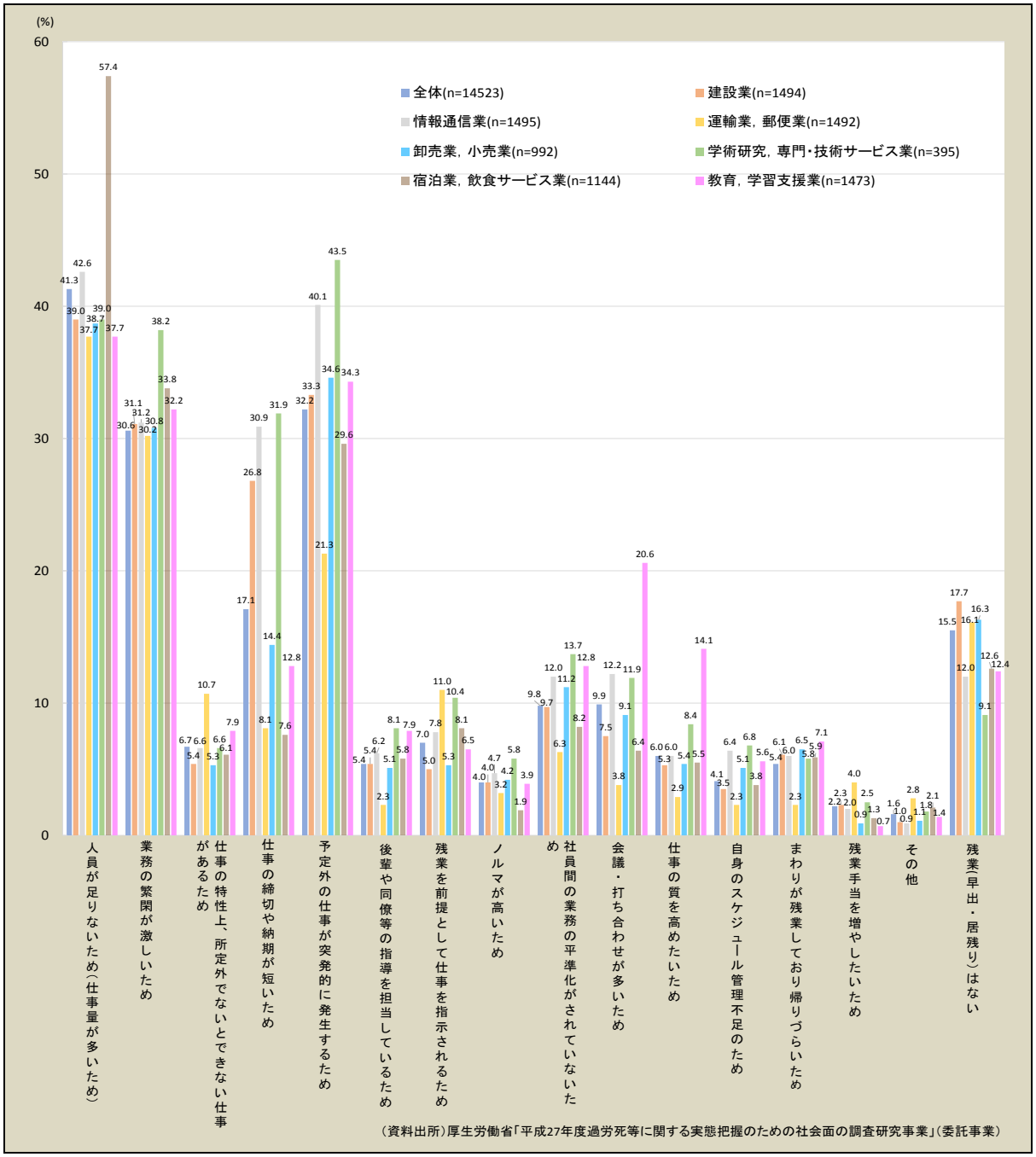

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）

労働者（正社員（フルタイム））調査における労働時間に関する希望を平均的な１週間当たりの残業時間別にみると、残業時間が増えるに従って、「今のままでよい」と回答する者の割合が減り、「今より減らしたい」と回答する者の割合が増えている。中でも週残業時間が「10時間以上 20 時間未満」では「今より減らしたい」と回答する者は 64.4%と半数を超え、「20時間以上」では 76.8%に至っている。

第 2-9 図　労働時間に対する希望（正社員（フルタイム）　平均的な１週間当たりの残業時間別）（労働者調査）

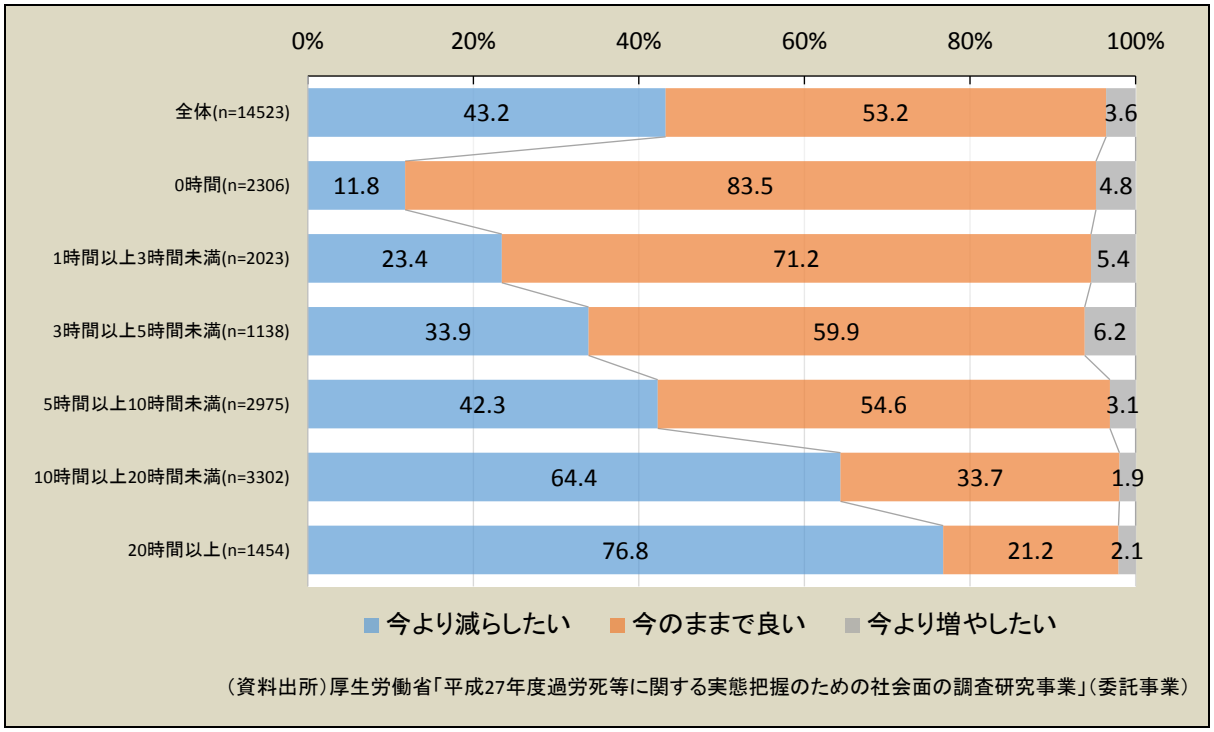

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）

4　疲労の蓄積度、ストレスの状況

労働者（正社員（フルタイム））調査において、最近１か月間の勤務の状況や自覚症状に関する質問により判定した疲労の蓄積度[注1)]が「高い」、「非常に高い」と判定される者の割合を、回答者の勤務先の業種別にみると、「宿泊業，飲食サービス業」（40.3%）が最も高く、次いで「教育，学習支援業」（38.9%）、「運輸業，郵便業」（38.0%）の順となっている。

第 2-10 図　疲労の蓄積度（正社員（フルタイム）　業種別）（労働者調査）

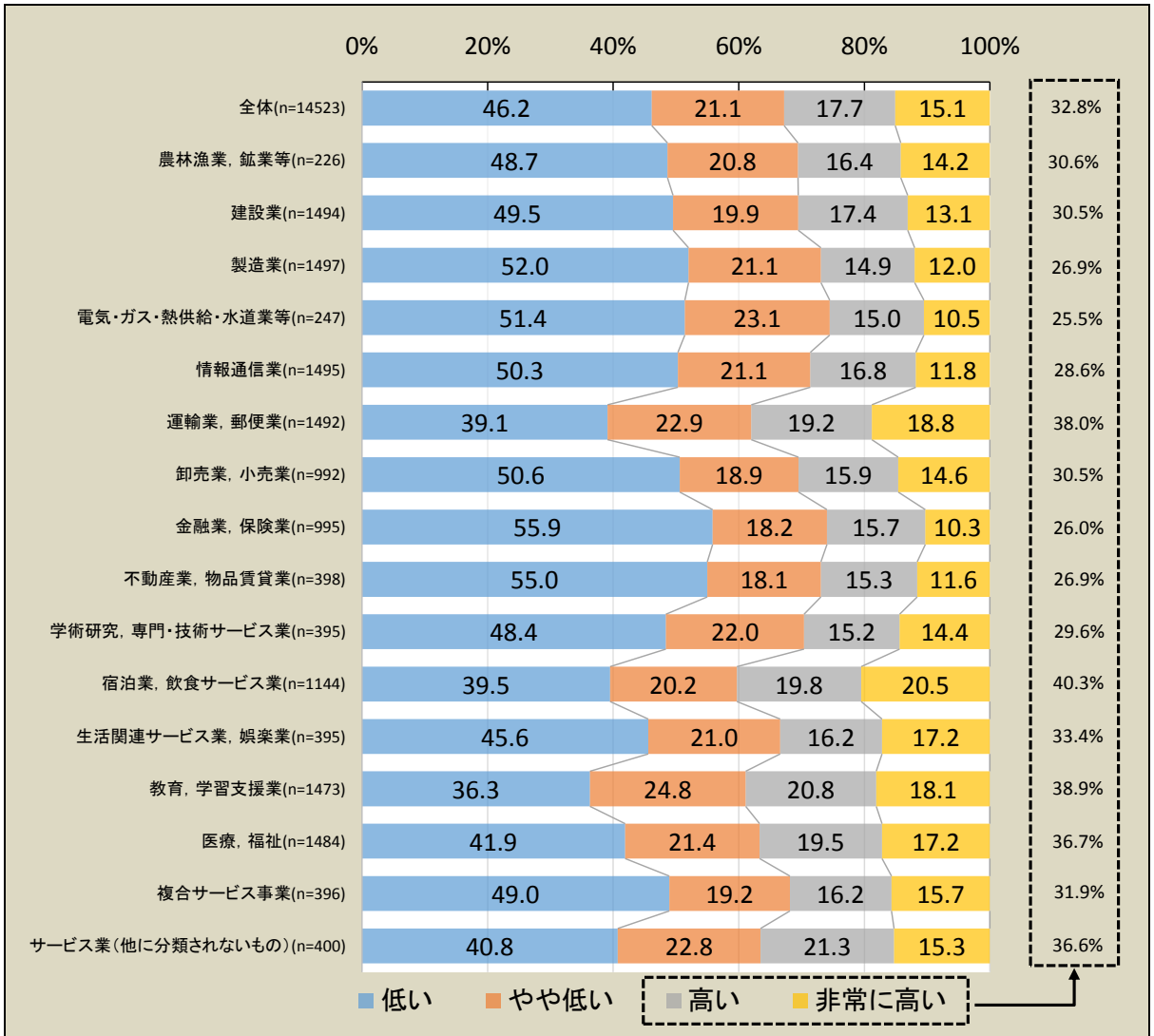

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）

注１）厚生労働省が平成 16 年に公表した「労働者の疲労蓄積度自己チェックリスト」により判定したもの。

一方、労働者（正社員（フルタイム））調査において、最近数週間のストレスの状況に関する質問により４点以上と判定された者の割合[注2)]を、回答者の勤務先の業種別にみると、「医療，福祉」（41.6％）が最も高く、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」（39.8％）、「卸売業，小売業」、「宿泊業，飲食サービス業」（何れも 39.2％）となっている。

第 2-11 図　ストレスの状況（正社員（フルタイム）　業種別）（労働者調査）

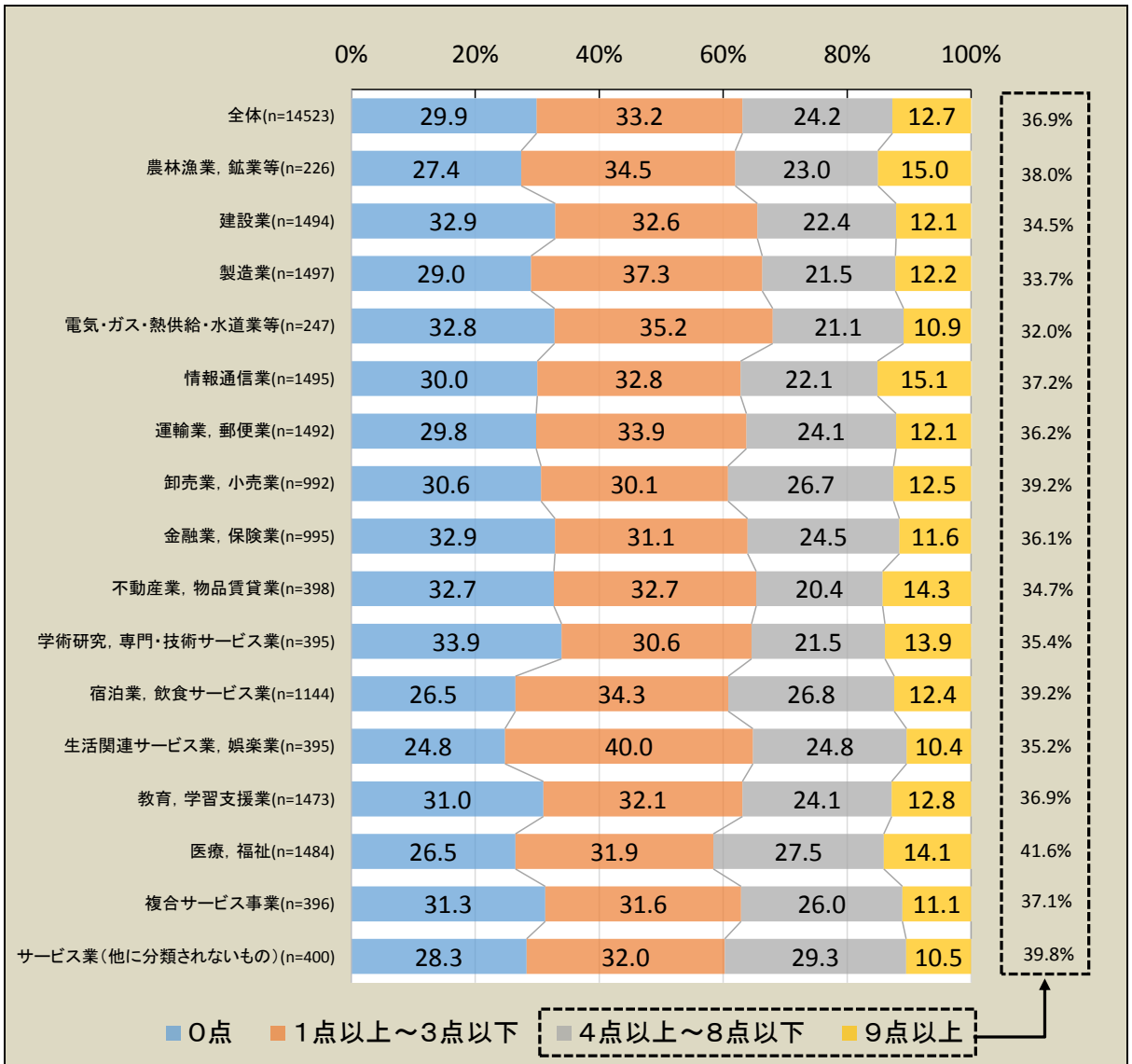

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）

注２）GHQ-12 により判定したもの。GHQ（The General Health Questionnaire，GHQ 精神健康調査票）はイギリス Maudsley 精神医学研究所の Goldberg 博士によって開発された質問紙尺度である。主として神経症者の症状把握、評価および発見に有効なスクリーニング調査であり、国際比較研究も可能とされる。60 問からなる調査のほかに、30 問、28 問、12 問の短縮版があり、それぞれの日本版は株式会社日本文化科学社が著作権を有する。本調査では最も簡便な 12 問からなる日本版 GHQ-12 を使用した。なお、本調査では４点以上を高ストレス状態として区分している。第 2-13 図、第 2-15 図、第 2-17 図も同じ。

次に、疲労の蓄積度を平均的な１週間の残業時間別にみると、週残業時間が「０時間」では、疲労の蓄積度が「高い」又は「非常に高い」と判定される者の割合は 10.1%であるのに対し、「１時間以上３時間未満」では 17.7%、「３時間以上５時間未満」では 20.0%、「５時間以上 10 時間未満」では 27.3%、「10 時間以上 20 時間未満」では 45.3%、「20 時間以上」では 72.5%と、残業時間が増えるに従って、その割合が高くなっている。

同様に、ストレスの状況について平均的な１週間の残業時間別にみると、週残業時間が「０時間」では、GHQ-12 による判定が４点以上の者の割合は 24.1%であり、「１時間以上３時間未満」では 32.1%、「３時間以上５時間未満」では 33.1%、「５時間以上 10 時間未満」では 34.5%、「10 時間以上 20 時間未満」では 43.4%、「20 時間以上」では 54.4%と、残業時間が増えるに従って、その割合が高くなっている。

第 2-12 図　疲労の蓄積度（正社員（フルタイム）　平均的な 1 週間の残業時間別）（労働者調査）

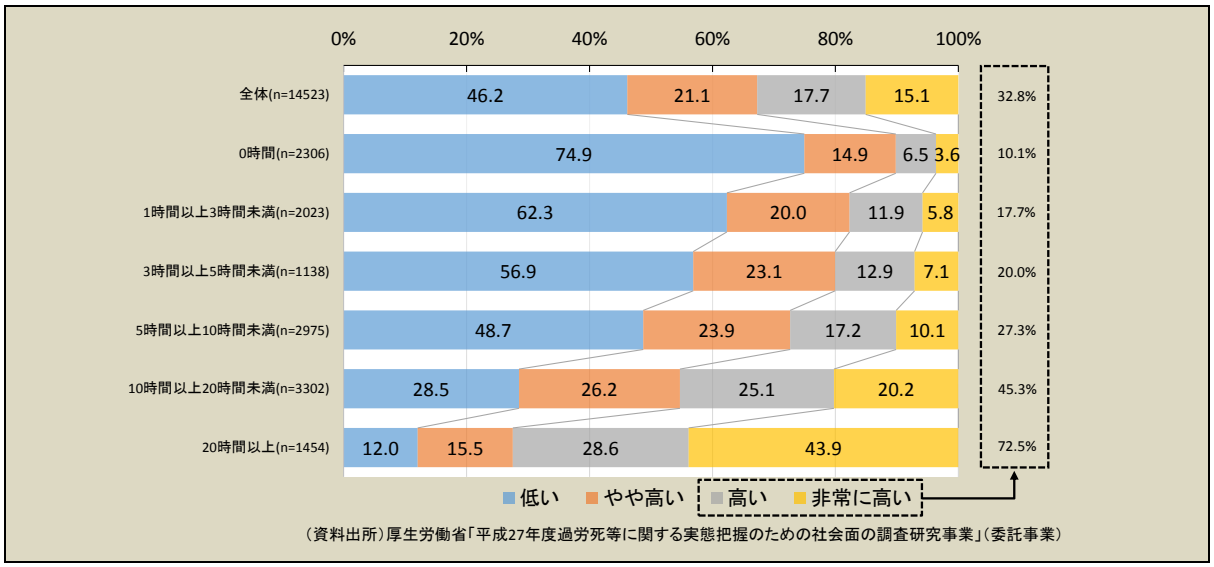

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）

第 2-13 図　ストレスの状況（正社員（フルタイム）　平均的な 1 週間の残業時間別）（労働者調査）

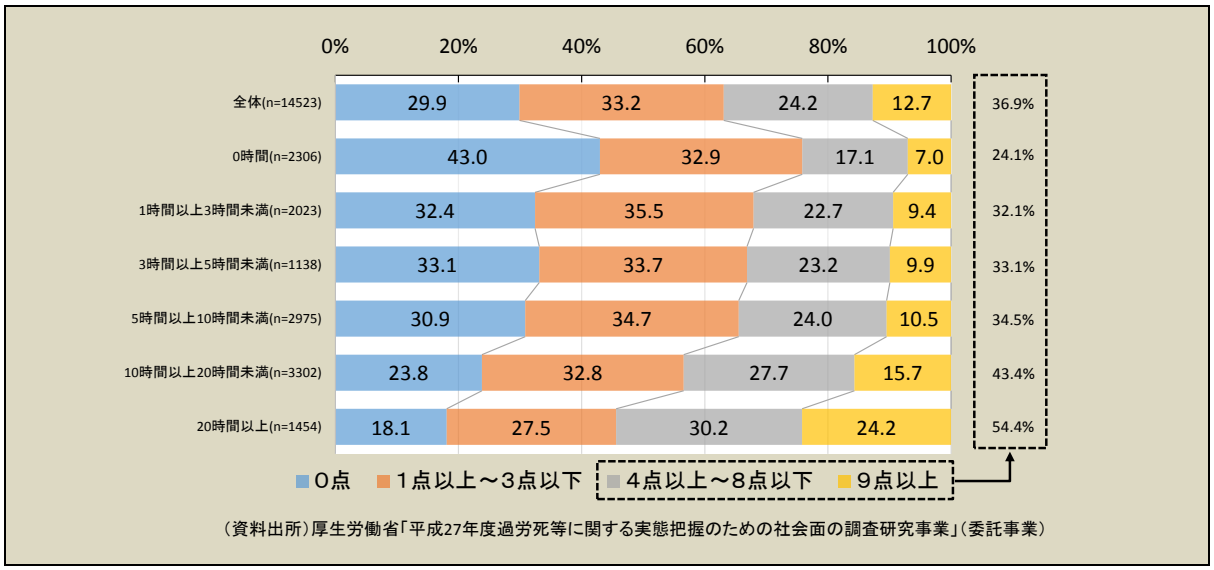

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）

また、労働者（正社員以外も含む。）調査において、職場におけるハラスメントの有無を質問したところ、「ハラスメントを受けている」と回答した者の割合は 12.2%、「自分以外の職員がハラスメントを受けている」は 16.3%、「ハラスメントはない」は 74.2%であった。（「ハラスメントを受けている」と「自分以外の職員がハラスメントを受けている」について、重複回答があるため、合計は 100%とならない。）

ハラスメントの有無別に疲労の蓄積度をみると、「ハラスメントを受けている」では、疲労の蓄積度が「高い」又は「非常に高い」と判定される者の割合は 58.9%、「自分以外の職員がハラスメントを受けている」では 44.7%であったのに対し、「ハラスメントはない」では 22.4%にとどまった。

ハラスメントの有無別にストレスの状況（GHQ-12 による判定が 4 点以上の者の割合）をみると、「ハラスメントを受けている」では 67.3%、「自分以外の職員がハラスメントを受けている」では 49.1%であったのに対し、「ハラスメントはない」では 30.3%にとどまった。

このように、ハラスメントの有無は、その対象が自分であっても自分以外であっても、疲労の蓄積度やストレスの状況に影響を及ぼすことを示唆する結果となっている。

第 2-14 図　疲労の蓄積度（ハラスメントの有無別）（労働者調査）

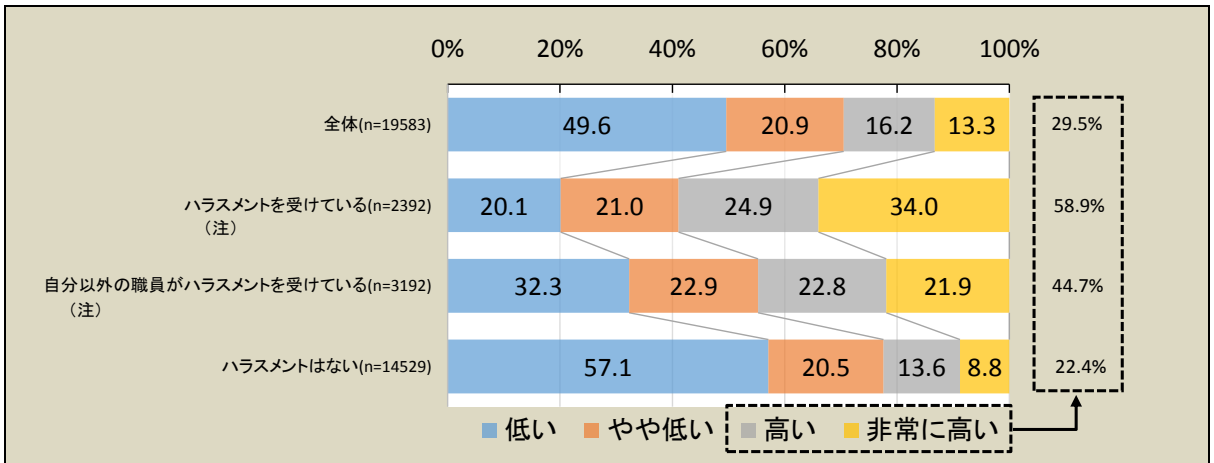

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）
（注）複数回答も含まれている。

第 2-15 図　ストレスの状況（ハラスメントの有無別）（労働者調査）

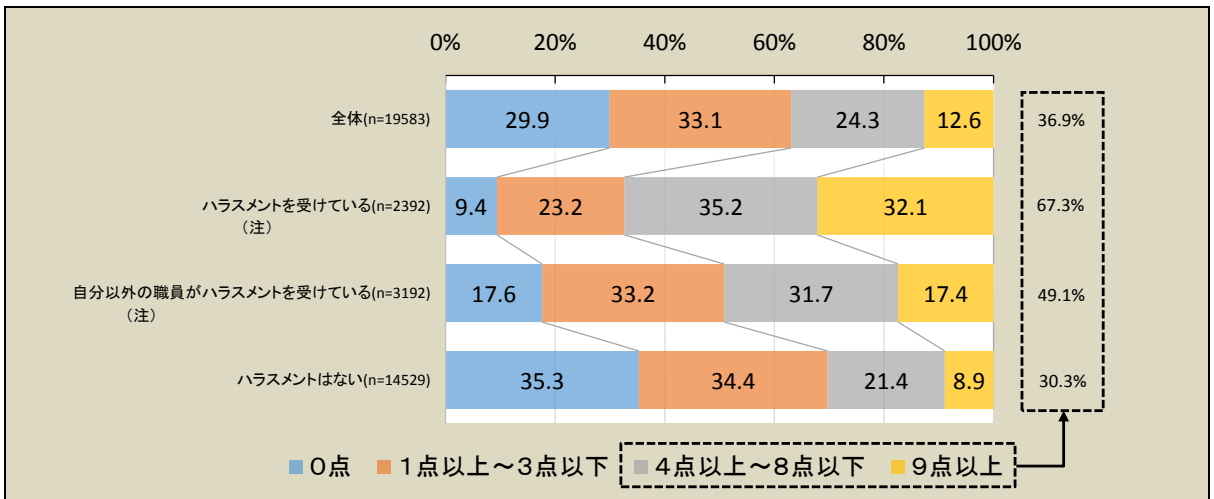

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）
（注）複数回答も含まれている。

次に、労働者（正社員（フルタイム））調査において、勤務日における睡眠時間別に疲労の蓄積度をみると、睡眠時間が「3 時間未満」では、疲労の蓄積度が「高い」又は「非常に高い」と判定される者の割合は 52.7%、「3 時間以上 6 時間未満」では 46.3%であったのに対し、「6 時間以上 7 時間未満」では 29.7%、「7 時間以上 8 時間未満」では 21.9%、「8 時間以上」では 20.6%と、睡眠時間が長くなるに従って、その割合が低くなる傾向がみられる。

同様にストレスの状況（GHQ-12 による判定が 4 点以上の者の割合）については、睡眠時間が「3 時間未満」では 52.6%、「3 時間以上 6 時間未満」では 48.0%、「6 時間以上 7 時間未満」では 34.9%、「7 時間以上 8 時間未満」では 29.0%、「8 時間以上」では 28.2%と、睡眠時間が長くなるに従って、その割合が低くなる傾向がみられる。

第 2-16 図　疲労の蓄積度（正社員（フルタイム）　勤務日における睡眠時間別）（労働者調査）

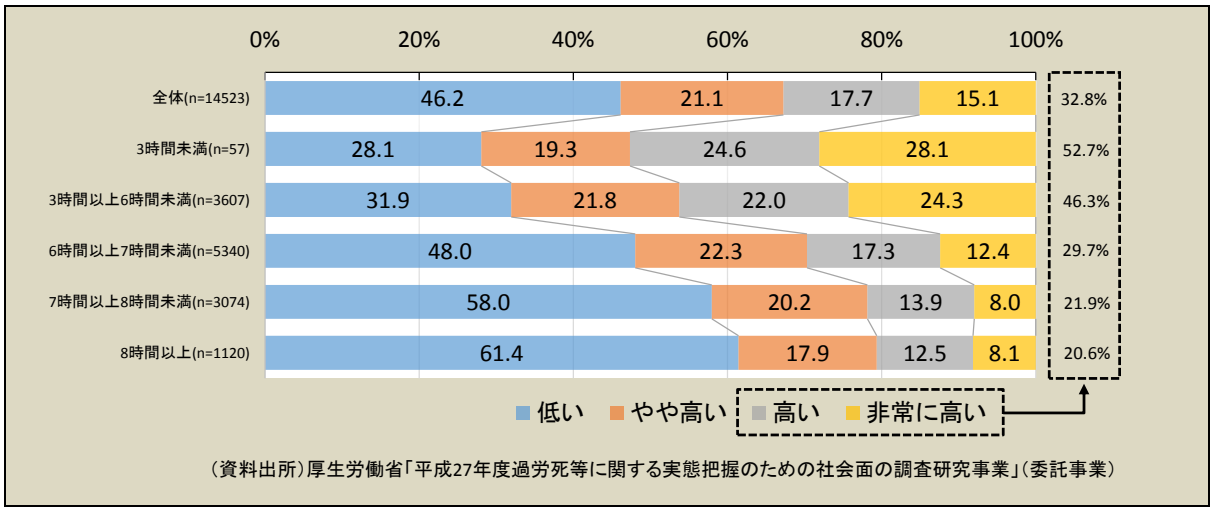

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）

第 2-17 図　ストレスの状況（正社員（フルタイム）　勤務日における睡眠時間別）（労働者調査）

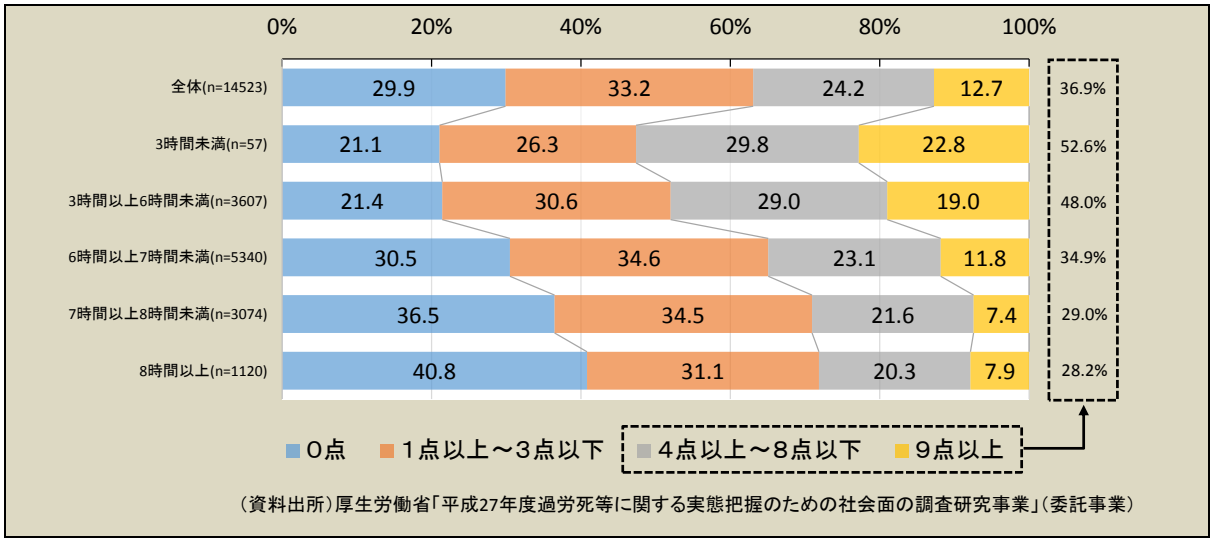

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）

次に、労働者（正社員（フルタイム））調査において、勤務日における睡眠時間の充足状況をみると、「足りていない」、「どちらかと言えば足りていない」と回答した者の割合は 45.6%となっている。その理由をみると、「残業時間が長いため」（36.1%）が最も多いが、「その他家事労働（炊事・洗濯等）に要する時間が長いため」（27.5%）、「通勤時間が長いため」（18.7%）も一定の割合を占める結果となっている。

第 2-18 図　睡眠時間の充足状況・足りない場合の理由（正社員（フルタイム））（労働者調査）

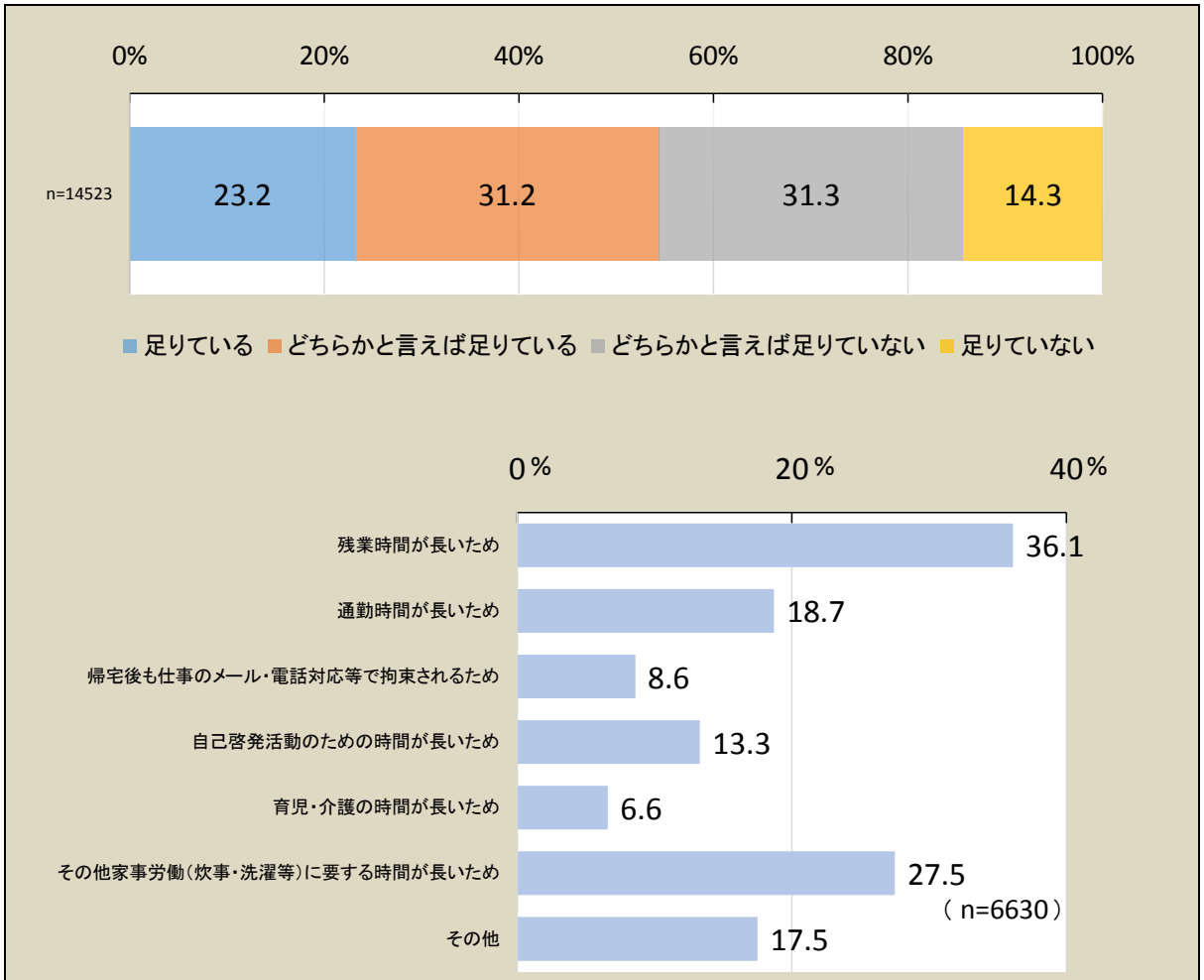

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）

労働者（正社員（フルタイム））調査において、過去半年間に、過労や過剰ストレスによって、脳血管疾患や心疾患、精神障害等の発症や悪化の不安を感じたことがあるかを尋ねたところ、「いずれも不安を感じたことはない」が 76.8%と４分の３以上を占めたが、「精神障害（メンタルヘルス不調）の発症・悪化の不安を感じたことがある」が 15.3%を占め、さらに、「心疾患の発症・悪化の不安を感じたことがある」が 6.3%、「脳血管疾患の発症・悪化の不安を感じたことがある」が 5.3%となっている。

第 2-19 図　疾患の発症や悪化の不安の経験の有無（正社員（フルタイム））（労働者調査）

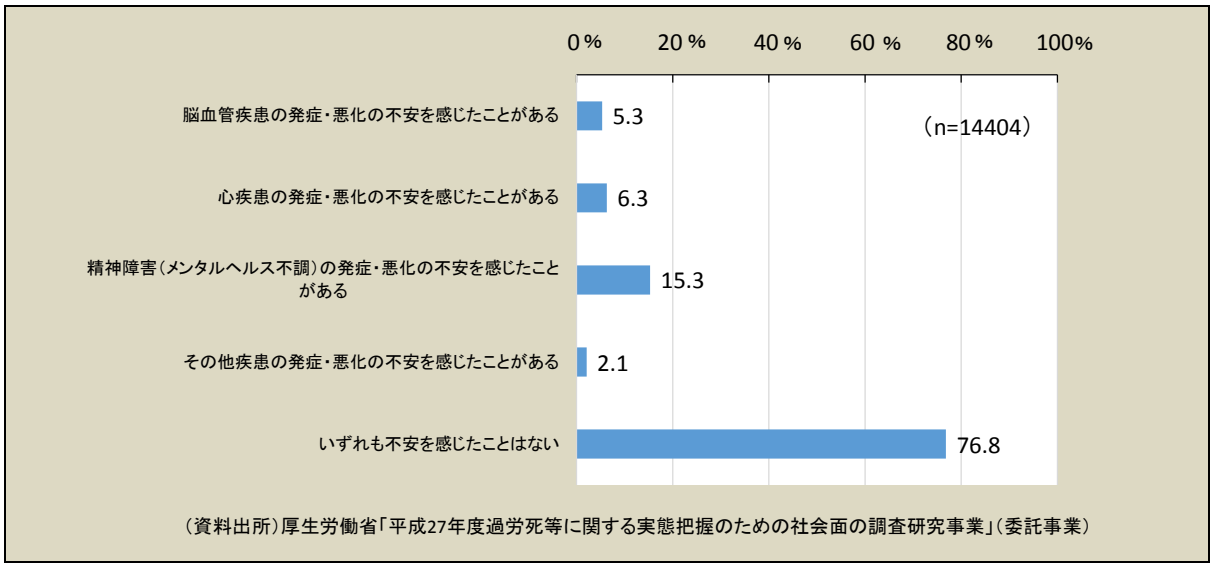

これら疾患の発症や悪化の不安を感じた理由については、「仕事で精神的な緊張・ストレスが続くため」が 57.3%、「職場の人間関係に関する悩みがあるため」が 42.7%、「長時間労働や残業が多いため」が 30.8%、「休日・休暇が少ないため」が 23.5%となっている。また、「経済的な悩みがあるため」(22.7%)、「家庭で悩み・問題があるため（介護や育児の負担以外）」(17.5%)を挙げる回答もある。

第 2-20 図　疾患の発症や悪化の不安を感じた理由（正社員（フルタイム））（労働者調査）

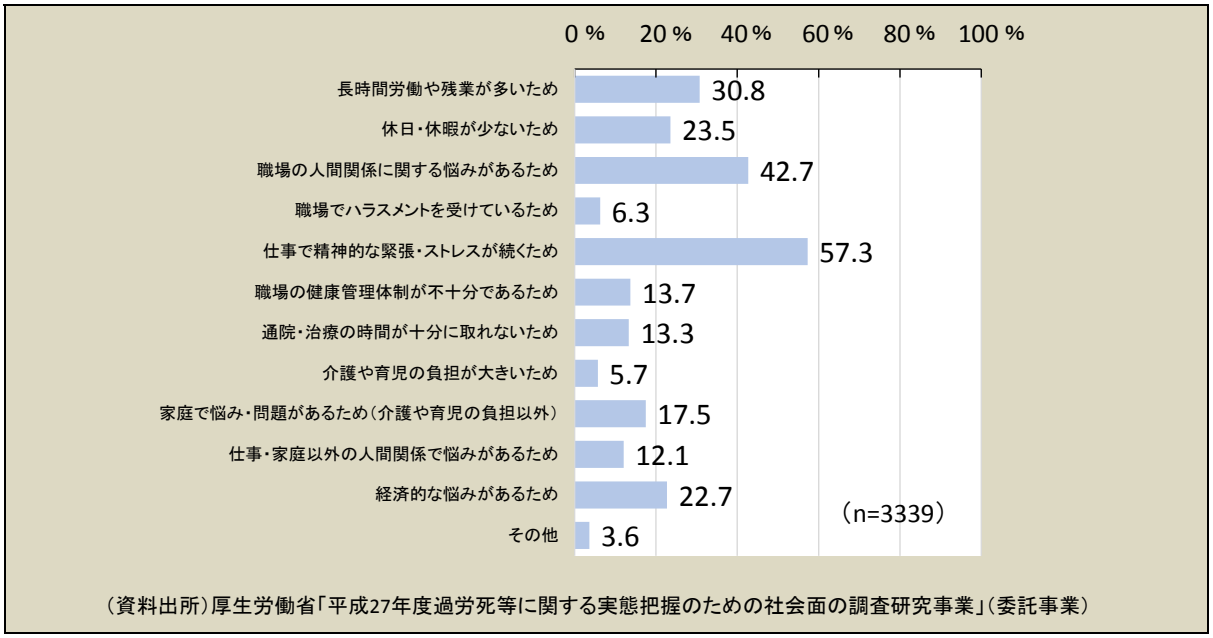

労働者（正社員（フルタイム））調査において、業務以外にストレスや悩みを感じたことがあるか質問したところ、「ある」と回答した者が65.1%、「ない」が34.9%であった。

その内容をみると、「自分以外の家族の出来事（家族の病気・介護、子育てにまつわる悩み、親族との付き合いなど）」（43.9%）が最も多く、次いで「自身の出来事（病気やけが、離婚など）」（41.4%）、「経済的な悩み・問題」（38.9%）、「人間関係の変化・出来事」（35.7%）となっている。

第2-21図　業務以外のストレスや悩みを感じた経験の有無（正社員（フルタイム））（労働者調査）

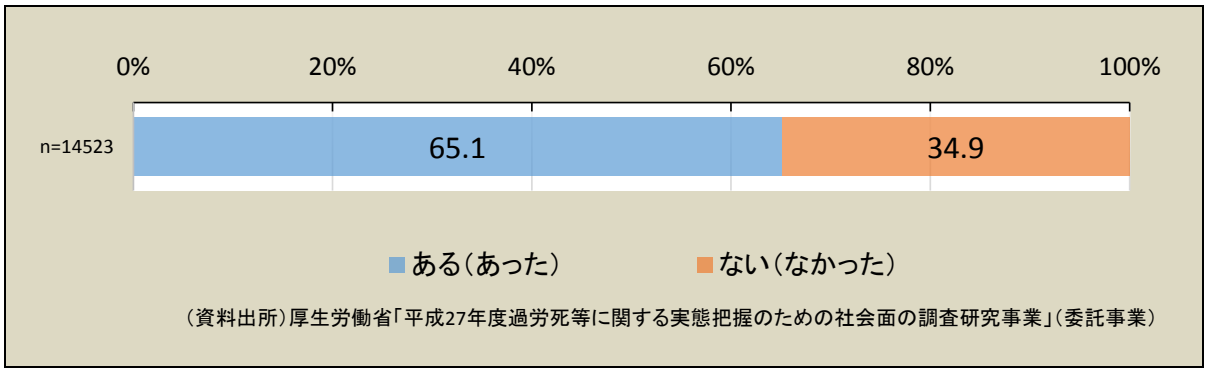

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）

第2-22図　業務以外のストレスや悩みの内容（正社員（フルタイム））（労働者調査）

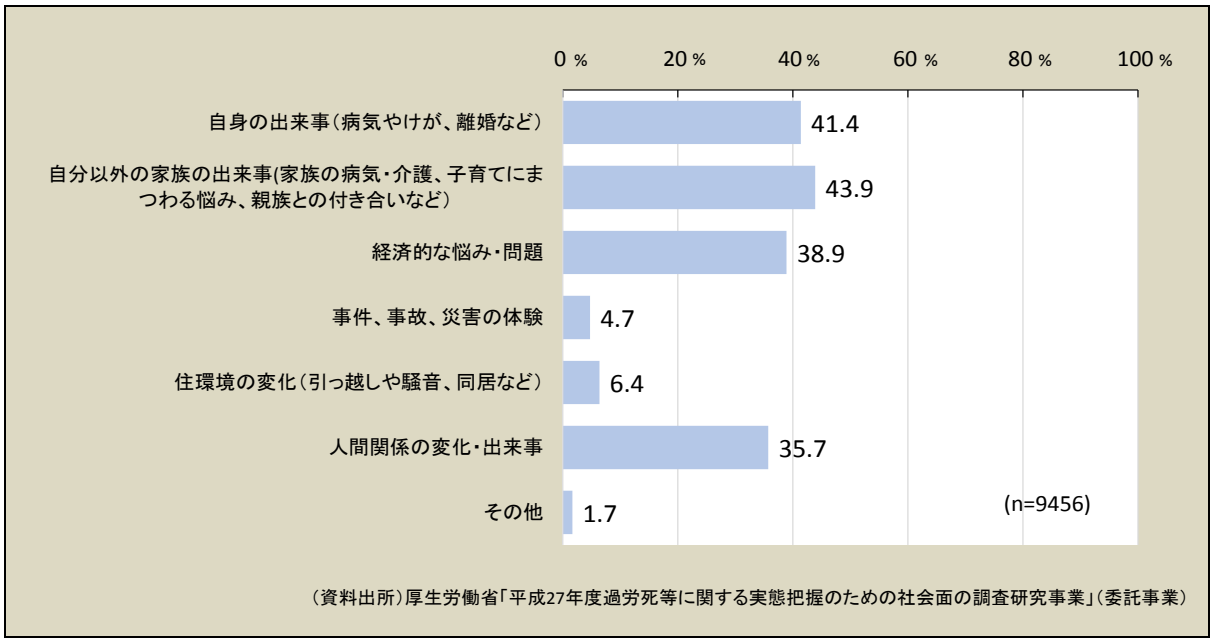

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）

5 勤務間インターバル制度の導入状況

企業調査において、終業時刻から次の始業時刻までの間隔（インターバル）の時間を一定以上確保する「勤務間インターバル制度」の導入状況を尋ねたところ、「導入している」は2.2%、「導入していない」は94.9%であった。

また、導入していない場合における今後の導入意向について尋ねたところ、「導入する予定である」は0.4%、「導入の是非を検討したい」は8.2%、「導入の是非を検討する予定はない」は60.5%、「何れでもない」は29.3%であった。

第2-23図 勤務間インターバル制度の導入状況（企業調査）

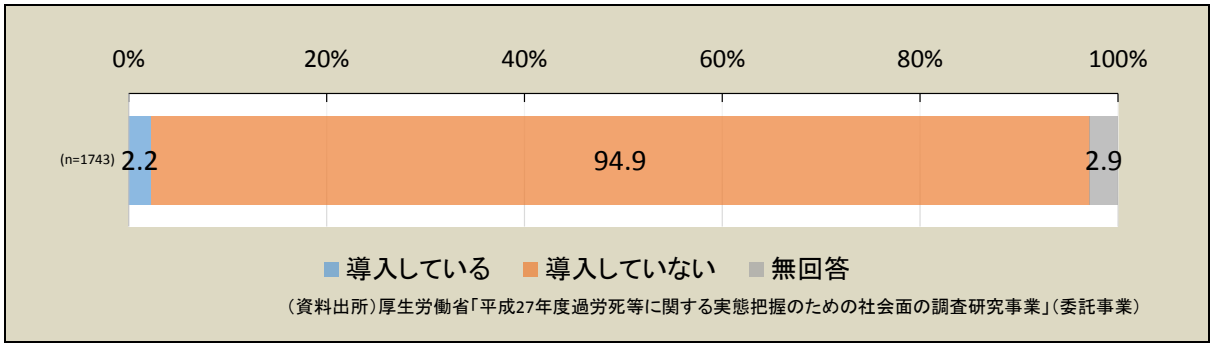

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）

第2-24図 導入していない場合における今後の導入意向（企業調査）

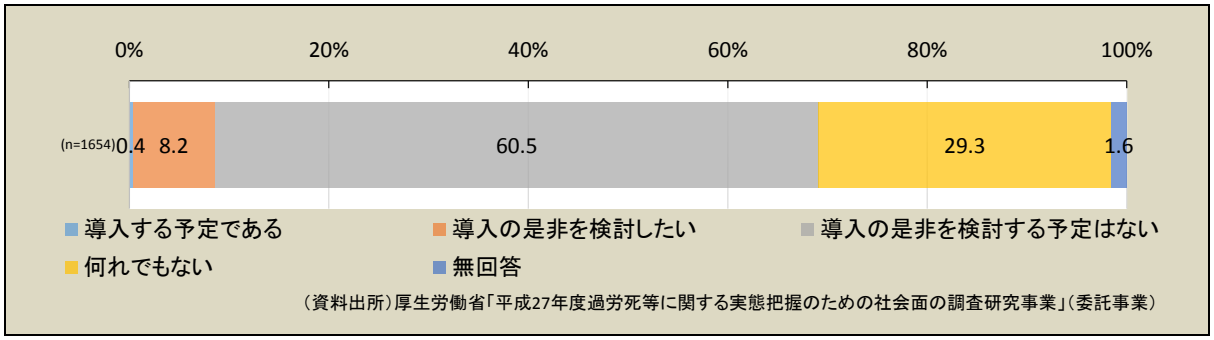

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）

6 法の認知度等

次に、過労死等防止対策推進法に関する企業、労働者の認知度や、過労死等防止対策に関する企業の認識をみていくこととする。

企業調査において、人事・労務担当者が過労死等防止対策推進法を知っていたか否かをみると、「大まかな内容を知っていた」が38.1%、「名前は知っていた」が42.1%であり、過労死等防止対策推進法について、何らかの認識がある者が全体の8割を占めているが、「全く知らなかった」も17.6%となっている。

労働者（正社員以外も含む。）調査において、過労死等防止対策推進法の認知度をみると、「聞いたことがあり、内容もだいたい理解している」が 17.8%、「聞いたことはあるが、内容は理解していない」が51.2%であり、何らかの認識がある者が全体の7割であるが、「聞いたことはなかった、知らなかった」も31.1%を占めている。

第 2-25 図 過労死等防止対策推進法の認知度（企業調査）

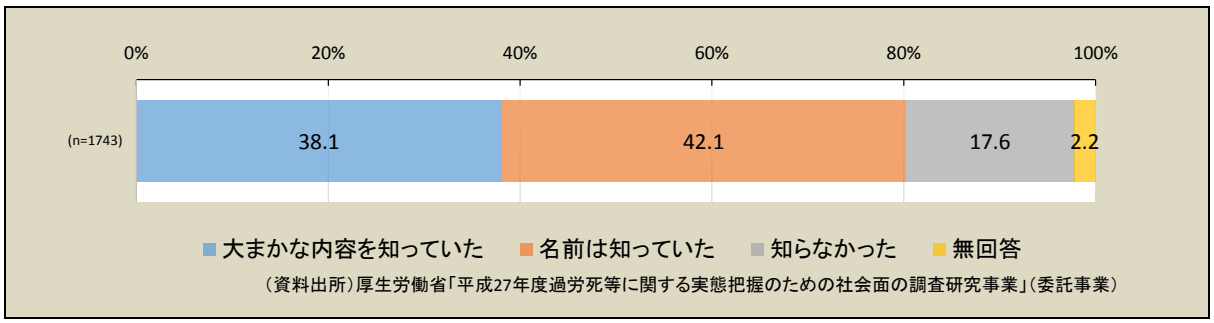

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）

第 2-26 図 関係法令の認知度（労働者調査）

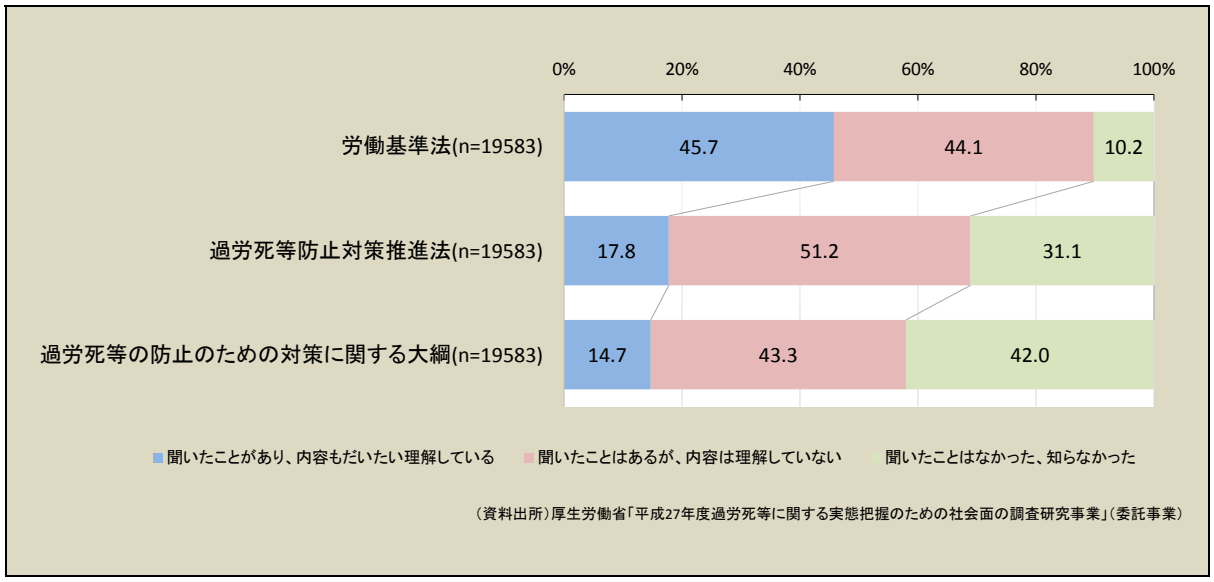

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）

次に、企業調査において、過労死等防止対策の重要度に対する認識をみると、「非常に重要である」、「重要である」をあわせて全体の８割以上を占めている。しかし、「あまり重要でない」、「重要ではない」もあわせて 12.2%となっており、その理由として「業務の性質上、過労死等が発生する可能性が低いから」が 81.7%となっている。

第 2-27 図 過労死等防止対策の重要度に対する認識（企業調査）

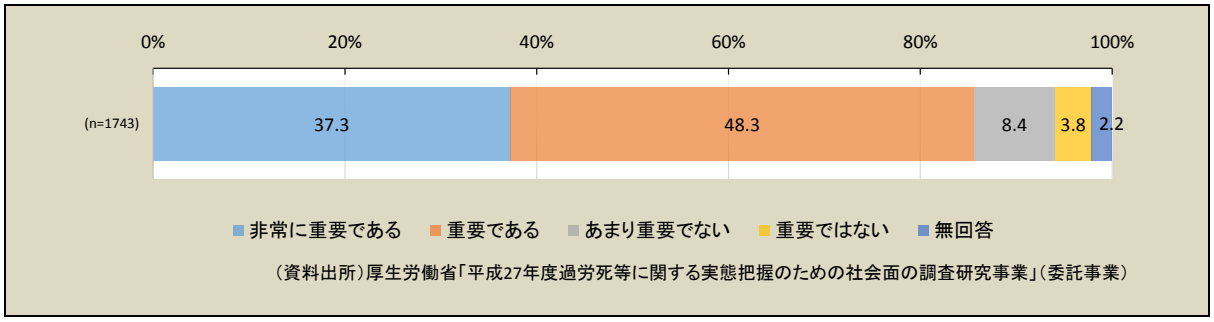

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）

第 2-28 図　過労死等防止対策が重要でない理由（企業調査）

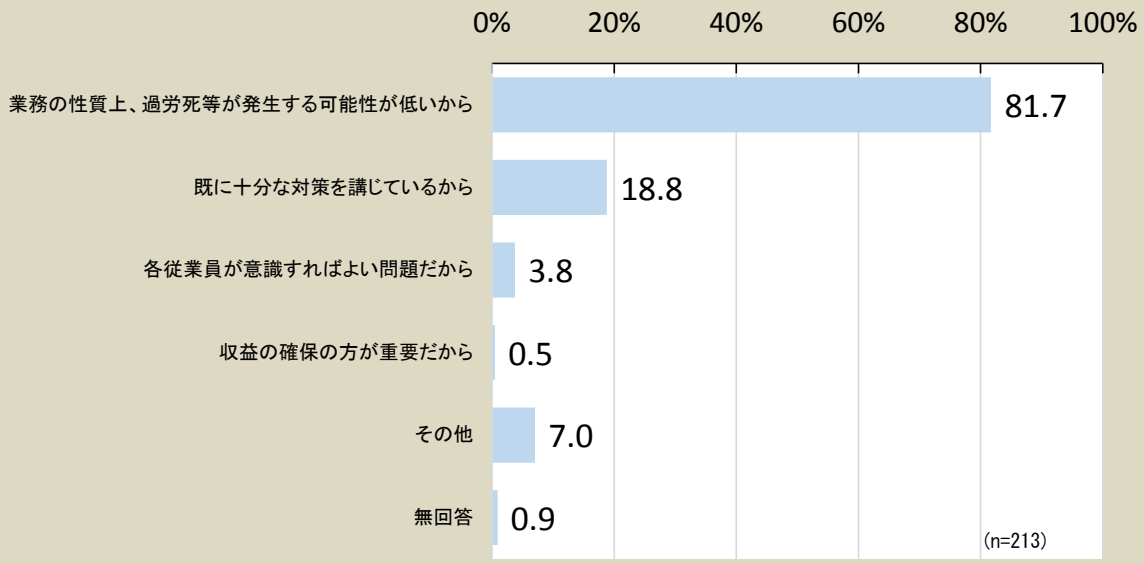

（資料出所）厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」（委託事業）